

## セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）に係る証明書の発行について

健康の保持増進及び疾病予防への取組として一定の取組（後期高齢者医療制度の健康診査の受診等）を行っている方が、平成29年1月1日から令和8年12月31日までの間に、対象医薬品等の年間購入額が12,000円を超えた場合は、その超える部分の金額（生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む。上限88,000円）の所得控除（医療費控除の特例）を受けることができます。

この税制の適用を希望する方で、「一定の取組」を後期高齢者健診の受診としたい方には、後期高齢者健診を受診したことの証明書を発行しますので、「証明依頼書」に記入のうえ、お住まいの市町村の担当窓口へ提出してください。

---

※ 「一定の取組」の書類は、後期高齢者健診を受診したことの証明書に限らず、次の具体例のいずれかの書類があればよいこととなっています。

### 書類の具体例

- ① インフルエンザの予防接種又は定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収書又は予防接種済証
- ② 市町村のがん検診の領収書又は結果通知表
- ③ 職場で受けた定期健康診断の結果通知表  
注：「定期健康診断」という名称又は「勤務先名称」の記載が必要
- ④ 特定健康診査の領収書又は結果通知表  
注：領収書や結果通知表に「特定健康診査」という名称又は「保険者名」の記載が必要
- ⑤ 市町村の後期高齢者健診、歯科健診又は人間ドックの結果通知表  
注：「保険者名」の記載が必要

※ 令和3年分の確定申告から、「一定の取組」の書類の添付は不要となりました。ただし、税務署から求めがあった場合には提出又は提示が必要なことがありますので、書類は自宅等で保管してください。